

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次	ページ
規 則	
○北海道税条例施行規則の一部を改正する規則……………（税務課）	21
告 示	
○土地改良区の役員の住所変更の届出……………（農業支援課）	25
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業支援課）	25
○道営土地改良事業の工事の完了……………（農業施設管理課）	25
○知事権限に係る保安林の指定（2件）……………（治山課）	26
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	27
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	27
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	27
○道路の供用の開始……………（道路課）	28
支庁告示	
○貸金業法の規定による貸金業者の登録の取消し……………	28
○貸金業者の営業所又は事務所所在地等の不確知……………	28
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）……………	28
道教育庁実習船管理局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）……………	29
規 則	

その2

徴収猶予通知書（移転価格課税）

納税者		所 在 地						申請年月日	年 月 日		
		名 称						決定年月日	年 月 日		
	事業年度又は 連結事業年度	納 期 限	法人道民税		事業税					小 計	該当条文
			法人税割額	延滞金額	所得割額	付加価値割額	加算金額	延滞金額			

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年7月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第77号

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則

北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「第42条第12項」を「第36条の2第3項、第36条の3第3項、第42条第12項、第42条の2第3項及び第42条の3第3項」に改める。

第14条の3の見出し中「取消し」を「取消し等」に改め、同条中「第42条第12項」を「第36条の2第4項、第36条の3第4項、第42条第12項、第42条の2第4項及び第42条の3第4項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 政令第9条の9の8第1項の規定による同項各号に掲げる場合に該当する旨の通知、政令第9条の9の9第1項の規定による同項各号に掲げる場合に該当する旨の通知、政令第32条の4第2項の規定による同項各号に掲げる場合に該当する旨の通知又は政令第32条の5第2項の規定による同項各号に掲げる場合に該当する旨の通知は、別記第4号様式の4の2によってするものとする。

第39条の2の見出し及び同条第1項、第39条の3の2の見出し、第39条の4（見出しを含む。）並びに第39条の5の見出し並びに同条第1項及び第2項中「法人等」を「法人」に改める。

第43条の2第1項中「第44条の2第7項」を「第44条の2第6項」に改め、同条第2項中「第44条の2第8項」を「第44条の2第7項」に、「同条第10項」を「同条第9項」に改め、同条第4項中「第44条の2第5項」を「第44条の2第4項」に改め、同条第5項中「第44条の2第9項」を「第44条の2第8項」に改める。

第49条の7第2項第5号中「第11条第8項」を「第11条第6項」に改める。

附則第8項中「第44条の2第10項」を「第44条の2第9項」に改める。

別記第4号様式の2中その5をその6とし、その2からその4までをその3からその5までとし、その1の次に次のように加える。

徴収猶予の金額			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円	円	地方税法 第 条 道税条例 第 条
				法律による金額 円					法律による金額 円		
				法律による金額 円					法律による金額 円		
				法律による金額 円					法律による金額 円		
				法律による金額 円					法律による金額 円		
				法律による金額 円					法律による金額 円		
				法律による金額 円					法律による金額 円		
				法律による金額 円					法律による金額 円		
合 計			円及び上記の法律による金額								
担 保											
猶予期間		年 月 日から 道税条例第 条第 項に定める日までの期間									
上記のとおり徴収猶予をしましたので通知します。（根拠法令—地方税法第 条、道税条例第 条） 年 月 日 （納税者の名称） 様 北海道 支庁長 印											

注意 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます（審査請求をする場合は、審査請求書を当該不服申立てに係る処分をした支庁長を経由して提出するようにしてください。）。

2 この処分について不服がある場合には、1の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第4号様式の2に次のように加える。

その7

徴収猶予不承認通知書（移転価格課税）

納税者	所 在 地									
	名 称									
事業年度又は 連結事業年度	納 期 限	法人道民税		事業税				小 計	摘 要	
		法人税割額	延滞金額	所得割額	付加価値割額	加算金額	延滞金額			

徴収猶予の申請金額			円	法律による金額 円		円		円	法律による金額 円		円
				法律による金額 円					法律による金額 円		
				法律による金額 円					法律による金額 円		
				法律による金額 円					法律による金額 円		
				法律による金額 円					法律による金額 円		
				法律による金額 円					法律による金額 円		
				法律による金額 円					法律による金額 円		
				法律による金額 円					法律による金額 円		
合 計			円及び上記の法律による金額								
不承認理由											
年 月 日申請のあった徴収猶予については、承認できませんので通知します。（根拠法令－地方税法第 条、道税条例第 条） 年 月 日 （納税者の名称） 様 北海道 支庁長 印											

注意 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます（審査請求をする場合は、審査請求書を当該不服申立てに係る処分をした支庁長を経由して提出するようにしてください。）。

2 この処分について不服がある場合には、1の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

（1）審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第4号様式の4に次のように加える。

その3

徴収猶予取消通知書（移転価格課税）

納税者	所在地										
	名称										
事業年度又は 連結事業年度	納期限	法人道民税		事業税				小計	摘要		
		法人税割額	延滞金額	所得割額	付加価値割額	加算金額	延滞金額				

徴収猶予取消しの額			円	法律による金額 円	円	円	円	法律による金額 円	円
				法律による金額 円				法律による金額 円	
				法律による金額 円				法律による金額 円	
				法律による金額 円				法律による金額 円	
				法律による金額 円				法律による金額 円	
				法律による金額 円				法律による金額 円	
				法律による金額 円				法律による金額 円	
				法律による金額 円				法律による金額 円	
合 計			円及び上記の法律による金額						
該当条文	道税条例第 条第 項 該当								
取 消 理 由									
上記のとおり徴収猶予を取り消しましたので通知します。 なお、上記金額を速やかに納めてください。納めないときは、滞納処分をすることになりますので注意してください。（根拠法令－地方税法第 条、道税条例第 条） 年 月 日 (納税者の名称) 様 北海道 支庁長 印									

注意 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます（審査請求をする場合は、審査請求書を当該不服申立てに係る処分をした支庁長を経由して提出するようにしてください。）。

2 この処分について不服がある場合には、1の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第4号様式の4の次に次の1様式を加える。

別記第4号様式の4の2（第14条の3関係）
徴収猶予終了事由通知書（移転価格課税）

納 税 者	所 在 地	
	名 称	
該 当 条 文	地方税法施行令第 条第 項 該当	

該 当 事 由	年 月 日付け	との相互協議の終了
確 定 徴 収 猶 予 期 限	年 月 日	
年 月 日に承認した徴収猶予については、上記事由に該当しましたので通知します。		

なお、これにより上記のとおり徴収猶予の期限が確定しましたので、当該期限までに徴収を猶予していた金額を納めてください。（根拠法令－地方税法第 条、道税条例第 条）

年 月 日

（納税者の名称） 様

北海道 支庁長 印

注意 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます（審査請求をする場合は、審査請求書を当該不服申立てに係る処分をした支庁長を経由して提出するようにしてください。）。

2 この処分について不服がある場合には、1の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- （1）審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第48号様式の2の2末尾欄外注意1(2)イの事項中「規定する法人」を「規定する特定非営利活動法人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

北海道告示第460号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、秩父別土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があった。

平成20年 7月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

理 事 ・ 氏 名	住 所
監事の別	変 更 前 変 更 後
監 事 植 田 利 幸	雨竜郡秩父別町2048番地の25 雨竜郡秩父別町1525番地の2

北海道告示第461号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成20年7月1日、南るもい土地改良区の定款の変更を認可した。

平成20年 7月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第462号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成20年 7月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	完 了 年 月 日
西 南	経営体育成基盤整備（農業用排水）	平成19. 11. 30
同	同（区画整理、暗きょ）	同 18. 11. 30
同	同（客土）	同 18. 6. 20
秩 西	同（農業用排水）	同 19. 11. 30
同	同（区画整理、暗きょ）	同 19. 11. 9
同	同（客土）	同 18. 5. 30
多 度 志 東	同（農業用排水）	同 20. 3. 19
同	同（区画整理）	同 20. 1. 10
同	同（暗きょ）	同 19. 11. 30
栄	同（農業用排水）	同 18. 11. 17
同	同（区画整理）	同 19. 11. 29
同	同（暗きょ）	同 17. 12. 12
東長沼第2	同（農業用排水、区画整理）	同 20. 1. 10
同	同（暗きょ）	同 19. 11. 12
同	同（農道）	同 19. 8. 30
総 進	同（農業用排水、区画整理）	同 20. 3. 19
同	同（暗きょ）	同 19. 3. 20

旭大第2	経営体育成基盤整備（農業用排水、区画整理）	平成19. 11. 30
同	同（暗きょ）	同 18. 1. 30
一已南	同（農業用排水）	同 18.12. 20
同	同（区画整理）	同 19.12. 5
同	同（暗きょ）	同 17. 5. 30
日進	同（農業用排水）	同 18.12. 22
同	同（区画整理、暗きょ）	同 19.11. 30
舞鶴	農村振興総合整備（農業用排水）	同 18. 6. 30
同	同（農道）	同 19. 7. 30
同	同（ほ場整備）	同 19.10. 30
森雨煙別	地域水田農業支援排水対策特別（農業用排水）	同 19.12. 7
南学田幹線	かんがい排水 [国営附帯]	同 19. 4. 27
峰延東	ため池等整備 [一般型]	同 19.11. 30
知来乙	中山間地域総合整備（農業用排水、ほ場整備）	同 19.12. 10
同	同（暗きょ）	同 18. 1. 10

北海道告示第463号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成20年7月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 礼文郡礼文町大字香深村字ヘウケトンナイ560の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第464号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成20年7月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林の所在場所 宗谷郡猿払村鬼志別東町279の1、279の2
- (2) 指定の目的 風害の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
（ア）主伐に係る伐採種は、定めない。
（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林の所在場所 紋別郡雄武町字沢木1009の1・1140の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1141、1142
- (2) 指定の目的 風害の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
（ア）主伐に係る伐採種は、定めない。
（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3(1) 保安林の所在場所 紋別郡雄武町字北幌内827の31・827の34・841の7（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、71の1、827の29
- (2) 指定の目的 風害の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
（ア）主伐に係る伐採種は、定めない。
（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁産業振興部林務課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第465号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成20年7月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 石狩市厚田区厚田332地先・387地先（以上2筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 石狩市浜益区千代志別721の1地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 保安林予定森林の所在場所 礼文郡礼文町大字香深村字ヘウケトンナイ205地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 4(1) 保安林予定森林の所在場所 礼文郡礼文町大字船泊村字ベシトカリ64の5地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 なだれの危険の防止
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに石狩市役所及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第466号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成20年7月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 名寄市（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道上川支庁産業振興部林務課及び名寄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第467号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成20年7月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 指定施業要件の変更に係る保 宗谷郡猿払村（次の図に示す部分に限る。）
安林の所在場所

2 保安林として指定された目的 水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

猿払村（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び猿払村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第468号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年7月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 倶多楽湖公園線	登別市登別温泉町66番1地先から 登別市登別温泉町262番地先まで	平成20. 7. 11

支 庁 告 示

北海道石狩支庁告示第10号

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の5第1項の規定により、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第24条の6の8の規定により公告する。

平成20年7月11日

北海道石狩支庁長 富 樫 秀 文

1 住 所	札幌市北区北26条西5丁目2番14-405号
2 名 称	コラボ

3 氏 名 川真田 寛 司

4 登 録 番 号 北海道知事(1)石第02969号

5 登録取消年月日 平成20年7月4日

北海道石狩支庁告示第11号

次の貸金業者の所在及び営業所の所在地を確知できないので、貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の6第1項第1号の規定により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により当該貸金業者の登録を取り消すことがある。

平成20年7月11日

北海道石狩支庁長 富 樫 秀 文

1 住 所 札幌市東区伏古10条1丁目8-7 黒川ハイツ101号

2 商 号 又 は 名 称 アサヒ信販

3 氏 名 阿 部 賢一郎

4 登 録 番 号 北海道知事(1)石第02988号

5 主たる営業所の所在地 札幌市中央区南1条西8丁目9-2 BB1・8ビル3F西側

北海道上川支庁告示第74号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成20年7月11日

北海道上川支庁長 坂 口 収

1 落札に係る物品等の名称及び数量

自動車の賃貸借（ステーションワゴン型乗用車） 16台分一式（1か月当たりの単価）

2 落札を決定した日

平成20年5月7日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 ニッポンレンタカー北海道株式会社

(2) 住 所 札幌市豊平区豊平4条8丁目2番7号

4 落札金額

588,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成20年3月25日付け北海道上川支庁告示第53号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道上川支庁産業振興部調整課
(2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

北海道胆振支庁告示第68号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成20年7月11日

北海道胆振支庁長 大 杉 定 通

1 落札に係る物品等の名称及び数量

大判デジタル複写機等の賃貸借 1台 1月当たりの単価及び1カウント当たりの単価

2 落札を決定した日

平成20年7月3日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 有限会社ファーマシーでぐち
(2) 住 所 日高郡新ひだか町三石本町168番地

4 落札金額

基本料金 19,980円
複写料金 1,000カウントまで 1カウント当たり 7.90円
1,001カウント以上 1カウント当たり 6.30円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成20年5月23日付け北海道胆振支庁告示第62号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課
(2) 所在地 室蘭市幸町9番11号

道教育庁実習船管理局告示

北海道教育庁実習船管理局告示第3号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成20年7月11日

北海道教育庁実習船管理局長 山 谷 信 一

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

実習船若竹丸第二種中間検査工事 一式

2 落札を決定した日

平成20年6月18日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 函東工業株式会社
(2) 住 所 函館市浅野町3番11号

4 落札金額

55,440,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成20年5月2日付け北海道教育庁実習船管理局告示第2号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁実習船管理局
(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道教育庁実習船管理局告示第4号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成20年7月11日

北海道教育庁実習船管理局長 山 谷 信 一

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

実習船北鳳丸第二種及び第三種中間検査工事 一式

2 落札を決定した日

平成20年6月18日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 函東工業株式会社
(2) 住 所 函館市浅野町3番11号

4 落札金額

57,330,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成20年5月2日付け北海道教育庁実習船管理局告示第2号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁実習船管理局
(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

